



第3節 都市の資産（たから）を活かしたまちづくり

本市の豊かな自然環境や歴史的時間の中で、地域に根ざした文化とともに育まれた地域固有の伝統的な街並みは、まちの価値を高める大きな役割を果たすだけでなく、ふるさと意識を育み、魅力あるまちづくりの基盤となります。

まちの魅力や価値を高めるため、市民の協力・参加のもと、今ある本市の優良な資産（たから）を保全・形成していくとともに、まちに住む市民のモラル・マナーの向上を図り、まち全体がいつも清潔で、美しく保たれている環境づくりを推進していきます。

1. まち美化に関する啓発

ごみのない清潔で美しいまちづくりを推進するため、市民・NPO、企業等と連携し、様々な啓発事業を実施しています。様々な取組により、「自分たちのまちは自分たちの手できれいにする」という市民の美化意識は高まっています。

今後も、誰もがまち美化活動へ気軽に参加し、環境美化について関心を抱くよう、PR・啓発活動を充実させ、市民全体のモラル・マナーの向上を目指します。

(1) “クリーン北九州” まち美化キャンペーン

5月30日を「ごみゼロの日」として、この日の前後に清掃活動を行う運動は、昭和50年代に全国的に広まりました。

本市では、昭和58年に「ごみゼロの日キャンペーン」を開始し、平成3年からは5月30日～6月30日を「“クリーン北九州” まち美化キャンペーン」として、市民・企業・行政が一体となってまち美化活動や啓発活動を行っています。



ア. まち美化清掃

各区に会場を設け、市民、企業、行政が協力・連携し、大規模なまち美化清掃を実施しました。

また、期間中、市内各地で地域団体やボランティア団体、企業等による清掃活動が行われました。

◆まち美化清掃
（参加人数・収集量の推移）

年 度	参加人数 (人)	収集量 (t)
平成21年	34,435	112.3
平成22年	32,554	116.1
平成23年	26,526	110.8
平成24年	30,641	104.4
平成25年	22,942	68.8

イ. ポイ捨て防止の呼びかけ

主要駅前での街頭啓発のほか、学校、企業、地域団体等の協力を得て、空き缶や煙草の吸い殻等のポイ捨て防止の啓発チラシを市内全域に配布しました。

(2) 「市民いっせいまち美化の日」

平成6年10月1日に「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」（まち美化条例）が施行されたことから、平成7年から毎年、10月1日～7日までを「清潔なまちづくり週間」と定め、さらに、平成8年からは期間中の日曜日（10月の第一日曜日）を「市民いっせいまち美化の日」とし、市民が地域の道路、公園、河川、海浜等を清掃しています。こうした市民参加型の行事を継続実施していくことで、まち美化意識の高揚と定着を図っています。

◆市民いっせいまち美化の日
（参加人数・収集量の推移）

年 度	参加人数 (人)	収集量 (t)
平成21年	93,517	227.5
平成22年	68,250	134.5
平成23年	92,523	244.4
平成24年	91,551	245.1
平成25年	103,345	291.1



(3) “クリーン北九州” 百万市民運動推進協議会

まち美化活動が市民一人ひとりの生活習慣として定着し、北九州のイメージアップを図ることを目的として、平成元年に発足しました。

地域・学校・企業・ボランティアを代表する39団体で構成され、「5分間清掃」「ポイ捨て防止」「ごみの持ち帰り」の3つを運動目標に普及啓発活動を実施しています。

(4) まち美化推進員

平成6年10月に施行された「北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例」（まち美化条例）に基づき、「まち美化推進員」を選任しています。

まち美化推進員は、市と市民のパイプ役を果たし、地域のまち美化活動を牽引する役割を担います。（平成26年3月31日現在140名）

(5) まち美化促進区域

多くの市民の集まる駅前や観光地など、市のイメージアップ等の観点から特にまち美化が必要な区域を「まち美化促進区域」として指定しています。（11ヶ所）

区	まち美化促進区域
門 司 区	・門司港レトロ地区 ・大里柳校区駅前周辺地区
小倉北区	・小倉駅前地区 ・勝山公園地区
小倉南区	・朽網であい坂地区
若 松 区	・若松南海岸エルナード地区
八幡東区	・国際通り地区 ・帆柱自然公園
八幡西区	・黒崎地区 ・沖田地区
戸 畑 区	・戸畑駅前地区

(6) まち美化ボランティア袋

道路・公園・河川等の公共の場所をボランティアで清掃する市民に「まち美化ボランティア袋」を配布し、活動の支援を行っています。

また、ボランティア清掃においても希望される場合は「資源化物用ボランティア袋」を使って、「かん・びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の資源化物分別ができます。



(7) 「生活環境クリーン」サポート事業

地域団体やボランティア団体による自主的なまち美化活動に対し、環境センター職員の参加（市民との協働作業）や清掃用具貸出などの支援を行っています。

まち美化を通じて地域と行政の新たなネットワークを形成し、地域におけるまち美化活動の拡大を図り、清潔で美しいまちづくりを進めます。

(8) 北九州市環境衛生大会

環境・保健衛生活動に携わっている地域の関係者が集まり、お互いの連携を深め、今後の更なる事業推進・発展を期して開催される大会で、北九州市衛生総連合会と共に実施しています。長年にわたり環境衛生活動に貢献された方の表彰式も行われています。

2. 市民との協働による景観づくり

(1) 市民との協働による景観づくり

昭和60年に北九州市都市景観条例が施行されて以来、20年以上経過し、景観施策を取り巻く状況は大きく変化しています。そこで、これからの景観施策のあり方を示す北九州市都市計画審議会答申「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方について」を踏まえ、「北九州市景観づくりマスタープラン」を作成しました。

このマスタープランに基づき、地域景観資源の発見・活用や地域主体の景観形成の取組に対し、積極的に支援すると共に、景観意識の向上や担い手育成に取り組み、市民の主体的な景観づくりを推進します。



(2) 今後の取組

景観は、人と自然の営みから形づくられたものであり、北九州の歴史や文化、経済活動など、まちの姿そのものを表しています。したがって、景観づくりは、まちづくりの根幹となる大切な取組であり、良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいく必要があります。

そこで、市民・事業者・行政が協働で取り組む景観づくりの行動指針を、次の5つの視点で提示し、行政としてこれらの取組を支え、景観施策を展開していきます。

景観づくりの行動指針

- (1) 北九州の景観を知ろう
- (2) 景観づくり活動に参加しよう
- (3) まちの魅力を高め、発信しよう
- (4) 担い手の輪を広げよう
- (5) 地区のルールをつくろう

3. 歴史的建造物の保存と活用

(1) 歴史的建造物を活かした魅力あるまちづくり

本市は、門司港レトロ地区や木屋瀬の宿場町など、歴史を感じられる街並みや、西日本工業倶楽部（旧松本家住宅）や旧古河鉱業若松ビルなど、歴史的建造物が数多く残っています。

これら本市の歴史的な街並みや建造物は、私たちの心



るさと意識を育み、まちの風格を高めるための大きな役割を果たし、魅力ある街づくりの基盤となります。

そこで、文化財の保存や観光拠点の整備などの取組と連携し、歴史的な街並みや建造物を将来にわたり適切に保全するとともに、これらを活かした魅力的なまちづくりを進めます。

(2) これまでの取組

長崎街道の宿場町の面

影を残し、本市では数少ない歴史的な街並みを持つ八幡西区木屋瀬地区においては、地域内における一定要件を満たした建造物等に対して、その修理・修景の一部を助成し、歴史的な街並みの保全を進めています。



(3) 今後の取組

文化財の保存や観光拠点の整備などとともに、歴史的な街並みや建造物を含め、地域にある景観資源を保全・活用する景観法に基づく制度などにより、地区の特性に応じた個性的で魅力ある景観の形成を図ります。

4. モラル・マナーアップの推進

(1) モラル・マナーアップ関連条例の施行

本市では、「ごみのポイ捨て」や「飼い犬のふんの放置」などの迷惑行為の防止に向けて、条例等による規制や啓発活動を実施し、また、市民団体によるまち美化活動やふん害防止活動なども地域で行われてきました。

しかしながら、一部の心ない人による迷惑行為が依然として無くならないため、平成 17 年に実施した市民意識調査では、「路上喫煙」や「落書き」を含めた迷惑行為に対して、罰則の適用による厳しい規制を望む声が寄せられました。

このため、迷惑行為防止のための基本的な事項を新たに定めるとともに、「路上喫煙」「落書き」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」の 4 つの迷惑行為に罰則を適用するモラル・マナーアップ関連条例を平成 20 年 4 月 1 日に施行しました。

(2) これまでの取組

「小倉都心地区」及び「黒崎副都心地区」を「迷惑行為防止重点地区」に指定し、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の 4 つの迷惑行為に対し罰則（過料 1,000 円）を適用しています。

また、「門司港レトロ地区」、「若松南海岸地区」、「下曽根駅南側大通り地区」、「八幡駅前地区」、「戸畑駅前浅生地区」を「迷惑行為防止活動推進地区」に指定し、地域団体による迷惑行為の防止に向けた自主的な活動を支援しています。

「推進地区」以外の地区においては、迷惑行為防止のための啓発活動を行う地域団体に啓発物品を提供しています。

迷惑行為の防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくためモラル・マナーアップ関連条例に基づき、平成 23 年 2 月に「北九州市迷惑行為防止基本計画」を策定しました。

(3) 今後の取組

「迷惑行為防止重点地区」における過料の適用による迷惑行為防止の取組みを着実に進めるとともに、「迷惑行為防止活動推進地区」等において地域団体が行う迷惑行為の防止活動を支援します。

さらに、「北九州市迷惑行為防止基本計画」に基づいて、全市的に市民のモラル・マナーアップを図るため、マナーアップ教育の充実や地域における市民啓発に取り組みます。



第 4 節 開発事業における環境配慮の推進

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が事業実施にあたり、あらかじめ環境への影響を調査・予測・評価し、適切な環境保全対策を講じることを義務付けるもので、環境に配慮したまちづくりの推進に重要な役割を果たしています。平成 9 年には環境影響評価法が成立し、本市においても、平成 10 年に北九州市環境影響評価条例、平成 18 年に北九州市環境配慮指針を策定し、事業や地域の特性に応じた適切な環境保全対策に活用してきました。さらに、平成 23 年に環境影響評価法が改正され、事業の早期段階における環境配慮手続きや風力発電施設の対象事業への追加など新たな規定が設けられました。本市においても、平成 24 年度に北九州市環境影響評価条例を改正し、当該手続きの導入を図りました。

1. 環境影響評価制度

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴き、必要に応じて事業内容を見直すなど、適正な環境保全対策を講じようとするものです。

(1) 背景、経緯、目的

我が国においては、昭和 47 年 6 月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」が閣議了解されて以来、「公有水面埋立法」等の個別法、各省庁による行政指導及び地方公共団体の条例・要綱などにより環境影響評価が実施されてきました。

昭和 59 年 8 月には、「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、国が関与する大規模な事業に係る統一ルールとして、「環境影響評価実施要領」（以下、「閣議決定要綱」という。）が定められました。

その後、国においては平成 5 年に「環境基本法」が制定され、同法において初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上位置づけられました。同法の制定を受けて、国では関係省庁が一体となって、環境影響評価制度を巡る課題を横断的、総合的に分析し、その結果、平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」が成立しました。

環境影響評価法は、従来の行政指導により行われてきた閣議決定要綱に基づく制度では不十分とされた環境影響評価を大幅に見直し、事業者、住民、地方公共団体等広範な主体の役割や手続きを明確にするため、法律による制度が必要であるとの観点から制定されました。

一方、地方自治体においても、環境影響評価法の制定を受けて、環境影響評価条例等の制定が積極的に行われました。

その結果、法と条例の一体的な運用を通じ環境の保全に配慮した事業の実施が確保されるようになりました。法の

施行から 10 年以上が経過し、法の運用から明らかになった課題（戦略的環境アセスメントの導入等）や社会情勢の変化（生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、情報技術の進展等）に対応する必要性が生じてきたことから、平成 23 年 4 月に法改正が行われました。この改正では、事業の計画段階から環境配慮の検討を行う手続（計画段階環境配慮書手続き）や、より多くの関係者との情報交流を促進するための制度等が拡充されました（平成 25 年 4 月完全施行）。

(2) 本市の取組

本市の環境影響評価制度としては、昭和 62 年に「北九州市環境管理計画運用指針」を策定し、各種の事業・計画の実施に当たり、環境影響評価が行われていましたが、さらに万全を期す観点から条例の制定が必要であると判断し、平成 10 年 3 月に「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成 11 年 6 月に施行しました。

その後、平成 23 年 4 月の法改正による制度拡充に伴い、平成 25 年 3 月に条例を一部改正し計画段階環境配慮書の手続きを導入しました。その他にも、条例では、学識経験者等専門家による審査、事後調査計画書の作成や公聴会の開催などの法にはない規定を新たに盛り込み、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることができる制度となっています。

本市では、法及び条例施行後、平成 25 年度末までに、方法書 18 件及び準備書 17 件の審査を行い、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から市長意見を提出しました。環境影響評価が実施された事業は、下表のとおりです。

◆近年の環境影響評価の実施状況

評価書縦覧年度	事業名	事業者
平成20	平尾台地区鉱物採取事業	住友大阪セメント(株)
	加熱炉・熱処理炉増設事業	日本鑄鍛鋼(株)
	合金鉄溶解炉設備建設事業	新日本製鐵(株) 八幡製鐵所
平成22	北九州市都市計画道路6号線整備事業	北九州市
平成23	コークス炉増設事業	日本コークス工業(株) 北九州事業所